

Professional Eye プロフェッショナルアイ

老後における収入の確保と年金

高齢者にとって収入の確保は、現役時代に比べると難しくなる。特に超高齢化社会においては、途中で十分な収入が得られなくなる「老後破産」は深刻である。

FDSグループ代表
EIJENTOBANK(FDSグループ)
主任研究員

I. 公的年金

生命保険文化センターの「生活保障に関する調査(2013年度)」によれば、「老後の生活資金をまかなう手段(複数回答)」の上位7項目は表の通りである。

表 老後の生活資金をまかなう手段

順位	手段	割合
1位	公的年金	86.5%
2位	預貯金	67.1%
3位	企業年金・退職金	39.5%
4位	個人年金保険	30.6%
5位	老後も働いて得る収入	17.7%
6位	生命保険	12.1%
7位	変額個人年金保険	9.5%

※複数回答
生命保険文化センター「生活保障に関する調査(平成25年度)」

まず、年金は公的年金と私的年金に分けることができる。私的年金はさらに、会社員や公務員等が受け取る企業年金・退職金と、個人年金保険や確定拠出年金(個人型)等の自助努力によるものに分けられる。

公的年金 私的年金

それぞれの課題を考える

(1) 公的年金

公的年金には、全国民が対象の国民年金(基礎年金)と、会社員や公務員が受け取る厚生年金がある(公務員向けの共済年金は、15年に厚生年金と一本化)。

基礎年金は、原則20万円年取106万円以上、週20時間以上の条件を満たせば厚生年金に加入できるようになった。

(要労使合意)。501人以上については16年10月

に先行して始まっている(労使合意不要)。

また、国民が公的年金から最低限度の生活資金を得ることができるよう、以前にも話題となった税金

による最低保障年金の導入をいま一度検討できないものだろうか。

また、国民が公的年金から最低限度の生活資金を得ることができるよう、以前にも話題となった税金

による最低保障年金の導入をいま一度検討できないものだろうか。

また、国民が公的年金から最低限度の生活資金を得ることができるよう、以前にも話題となった税金

による最低保障年金の導入をいま一度検討できないものだろうか。

また、国民が公的年金から最低限度の生活資金を得ることができるよう、以前にも話題となった税金

による最低保障年金の導入をいま一度検討できないものだろうか。

また、国民が公的年金から最低限度の生活資金を得ることができるよう、以前にも話題となった税金

による最低保障年金の導入をいま一度検討できないものだろうか。

II. 企業年金・退職金

(1) 種類

①退職一時金
日本において、退職金は給与の後払い的な意味を持ち、長く採用されてきた。現在は廃止されているが、内部留保による退職給付引当金に給資格が、10年に短縮された。無年金者を減らすことが目的であり、この措置によって新たに約64万人(17年8月1日時点)が年金受給資格を得るようになった。

②年金受給資格の短縮
60歳までの40年間保険料を払い込むことにより、65歳から月額6万4941円(17年度)の年金を終身で受け取ることができるようになった。現役時代の給与水準や就労期間等により年金額が変わるが、こちらも終身年金である。

③確定給付企業年金(DB)
DBは、計算上まず年金格は、適格退職年金(適年)と厚生年金基金である。適年の受け皿にもなったDB(規約型)と、厚生年金基金の代行返上後の企業年金ともなるDB(基金型)がある。年金給付額が決まっているため、積立不足が発生した場合、そのリスクは企業が負うことになる(追加拠出が必要)。

④確定拠出年金(DC)
DCは、計算上まず保険料(掛金)を決めて設計するタイプの年金である。適年の受け皿にもなったDB(規約型)と、厚生年金基金の代行返上後の企業年金ともなるDB(基金型)がある。年金給付額が決まっているため、積立不足が発生した場合、そのリスクは企業が負うことになる(追加拠出が必要)。

⑤新しいタイプの企業年金
17年1月から、「リスク対応掛金」を利用した「リスク分担型DB」が導入された。リスク対応掛金とは、あらかじめ将来発生するリスク(積立不足)を予測し、その分まで拠出を認めるというものである。リスク分担型DBは、給付現価、将来発生するリスク、積立金、掛金収入現価のその時々を調整するもので、運用リスクを企業と従業員が負担し合う形の企業年金である。

⑥その他
自社で退職金制度を持つことが難しい中小企業向けに、外部組織がその運営・管理を行う共済制度がある。たとえば「中小企業退職金共済(中退共)」や「特定退職金共済」である。また、企業の経営者や役員、個人事業主等を対象とする退職金制度として、「小規模企業共済」がある。

⑦企業年金・退職金における課題
厚生労働省の「平成25年就業条件総合調査」によれば、従業員30人以上の企業のうち年金のある企業が25.8%、一時金のみが49.7%、退職給付のない企業が24.5%である。規模別に見ると、100人以上の企業の72.1%が企業年金を導入しているのに対し、100人以下では36.1%にとどまる。逆に100人以上の企業の一時金のみは21.5%であるが、100以下では45.9%、30以下では53.4%に上る。さらに30以下99人の企業の28.0%に退職給付がない。公的年金を補完する私的年金として、企業年金の役割は重要である。よ

り中小企業が導入しやすい企業年金の構築が必要である。また、中小企業では、今でも退職一時金が多く採用されているが、老後の生活資金としての収入確保の観点からは、一時金より年金の方が望ましい(できれば終身)。一時金より年金が選ばれるような制度設計や税制等の環境づくりも必要であろう。

III. 自助努力による私的年金

①個人年金保険・生命保険
老後の生活資金をまかなう手段として、4位に個人年金保険、6位に生命保険、7位に変額個人年金保険がランクインし

ている。老後の収入確保において保険が重視されていることがうかがえる。これらの保険商品が公的年金や企業年金を補完するものとして利用されるためには、より一層の税制優遇措置があるべきである。

②国民年金基金
第1号被保険者のみを対象とするもので、月々の掛金(口数)に応じて年金がもらえる。五つの年金支払い方法には終身年金もある。拠出限度額は月6万8000円であるが、確定拠出年金(個人型)の保険料(掛金)と合算しなければならぬ。NISAよりさらに税制優遇された制度である。

③確定拠出年金(個人型)
DC(個人型)は企業型と違い個人が保険料(掛金)を支払い、その積立金の運用を自分で行うもので、「iDeC」と呼ばれる。年金額はその運用の成果によって変動する。

手数料等の関係で、一時金受け取りが選択されることが懸念される。年金受け取りが有利になるような手段を講ずることによって、より老後の収入確保の手段としての利便性が増すはずである。

超低金利時代の
マネー&ライフプラン
～パーソナルファイナンスのすすめ

赤堀 勝彦 著

預金金利が長期にわたって実質ゼロ状態となっている現在、賢く資産を形成していくテクニックや金融商品をわかりやすく解説。

●B5判・176頁 (2017年5月刊)
●定価(本体2,200円+税)/送料450円+税
ISBN 978-4-89293-284-7

お申込みはFAXまたはWEBで
FAX 03-3865-1431
http://www.homai.co.jp/

保険毎日新聞社
〒101-0032
東京都千代田区岩本町1-4-7
TEL 03-3865-1401